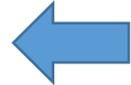


# 厚生労働省 被ばく線量低減設備改修等補助金のご案内

眼の水晶体が受ける被ばく線量を低減するための器具の購入経費に対する補助金事業です。

- お申込み期間 8月3日～10月31日
- 特設ウェブサイト（(公財)原子力安全技術センター運営）

<https://tgn-hojokin.nustec.org/>

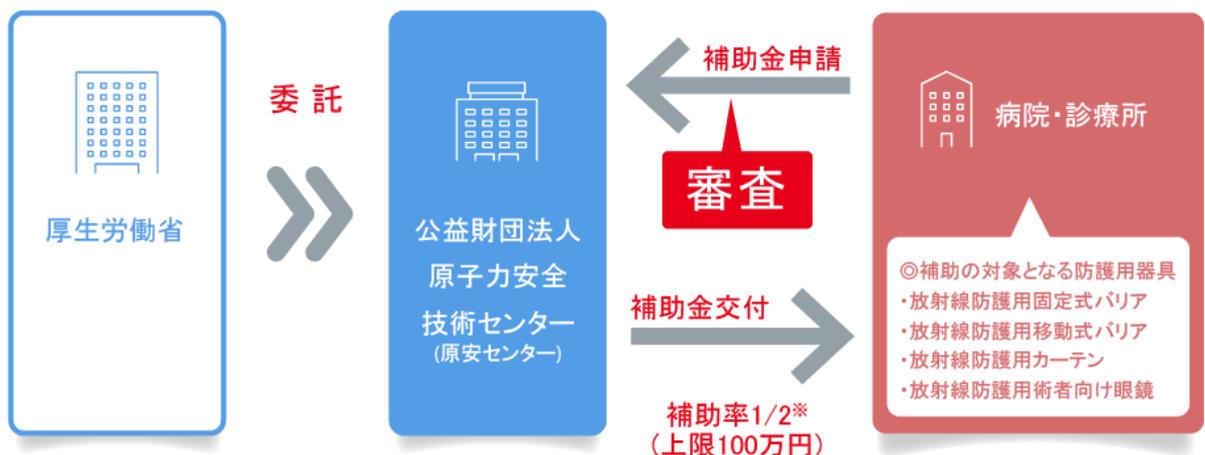


病院及び診療所に対し、眼の水晶体が受ける被ばく線量を低減するための器具の購入経費の一部に対して補助金を交付するものです。

なお、補助金の申請額の総額が予算を超えた場合は、審査を行い交付対象者や交付額が決定されますが、その際は次の電離健診対象事業場に対する自主点検への回答、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業への参加が加点項目に含まれています。

## 1. 事業の概要

本事業（被ばく線量低減設備改修等補助金事業）は、眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を有する病院又は診療所に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入に要する経費の一部を補助するものです。公益財団法人原子力安全技術センターが間接補助事業者として、その事務を行っています。



※申請多数の場合は、審査を行い、補助金交付の可否及び交付額が決定されます。

審査に際しては、**眼の水晶体に受ける被ばく線量が1年間につき20mSvを超える労働者を有する病院・診療所**が優先されます。

## 2. 補助金の対象者

労災保険料を納付している全ての病院又は診療所の事業者（医科・歯科を問いません）

## 3. 補助金の対象

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号）の別表第3に定める次の放射線防護用器具です

放射線防護用固定式バリア	放射線防護用移動式バリア
放射線防護用カーテン	放射線防護用術者向け眼鏡

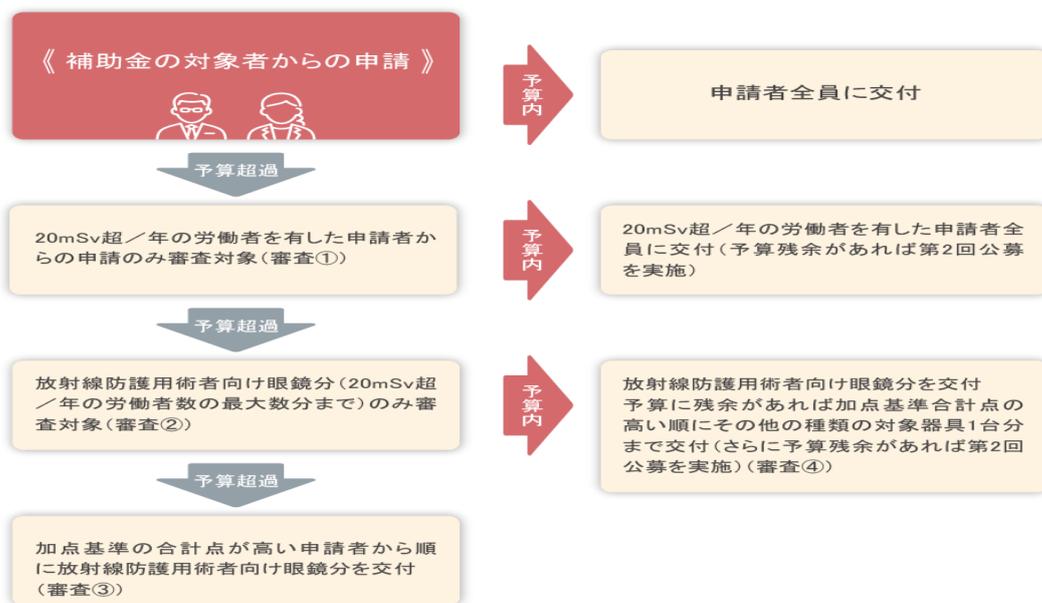
## 4. 補助金の交付方法

対象器具の購入経費の1/2（上限：1者あたり100万円）

ただし、交付申請が多数で審査が必要となる場合は、審査結果に応じて交付額は変動します。

### 審査

申請額の総額が補助金の予算を超えた場合は、平成29年度から平成31年度において、眼の水晶体に受ける等価線量が1年間につき20mSvを超えた労働者を有したことがある申請者を優先します。



## 加点基準

審査③及び審査④における加点基準及び配点は次のとおりです。

番号	加点基準	配点
①	「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業*」において自主点検票を提出予定	0点又は4点
②	「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業*」に参加し、放射線被ばくマネジメントを実施予定	0点又は4点
③	平成29年度から平成31年度において、放射線業務を伴う診療の実績が多い	1点又は2点
④	③の診療に従事する医師数が少ない	1～4点
⑤	③の診療に関係する学会が認定する指導医を有する	0点又は3点
⑥	今回申請を行う放射線防護用器具を、申請者において初めて購入する	0点又は3点

「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」及び「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」については以下を参照してください。

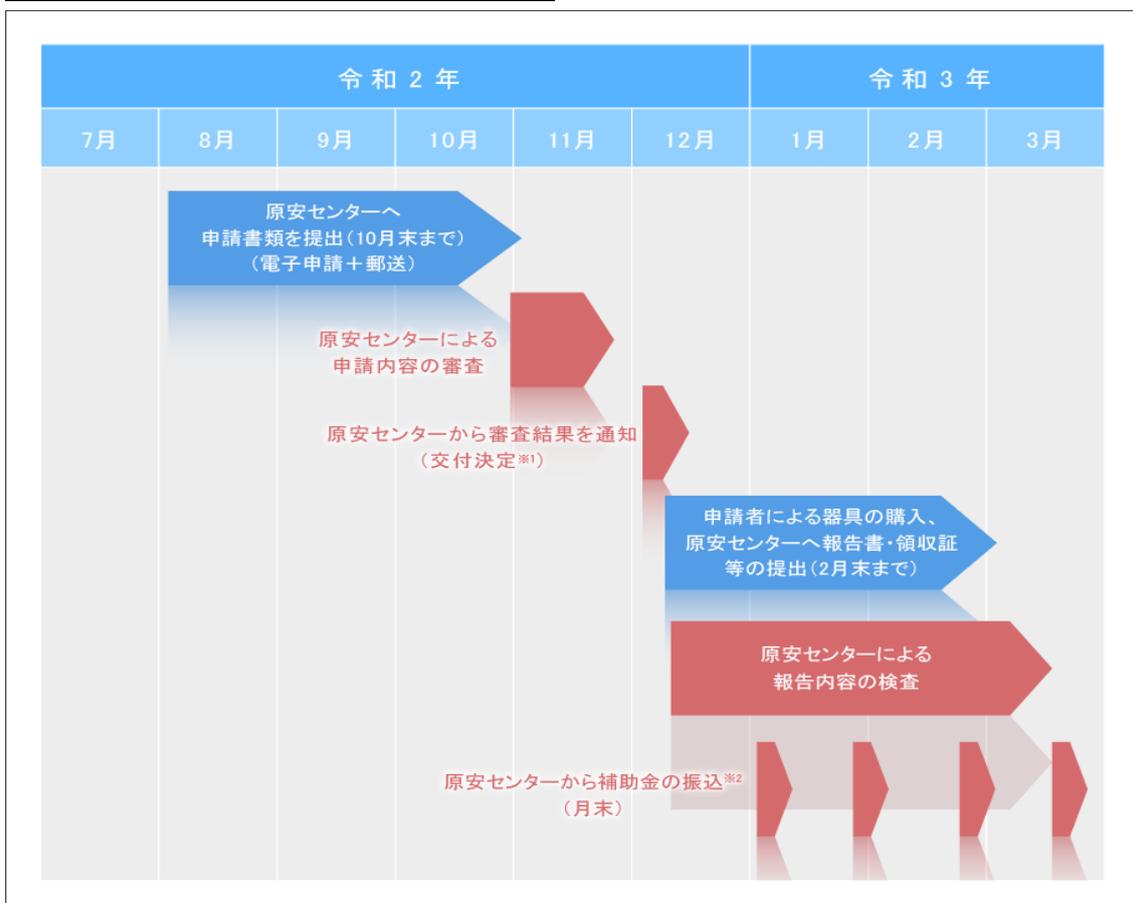
- 電離健診対象事業場に対する自主点検等事業（【令和3年4月1日施行】改正電離放射線障害防止規則及び関連事業について）
- 放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業

## 結果の通知

審査の結果、交付が決定した申請者には、「交付決定通知書」を送付します。

不採択の申請者には、その旨をメールにて通知します。

## 5. 申請から交付までのスケジュール



※1：審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者には、その旨を申請者のメールアドレス宛に通知します。

※2：補助金の振込は、実績報告のあったもののうち、交付決定の内容に適合するかどうかの検査に合格したものから順次行います。

(初回：12月末、最終回：3月末)

## 6. 関連資料

- 令和2年度被ばく線量低減設備改修等補助金事業交付規程 

- 令和2年度被ばく線量低減設備改修等補助金事業リーフレット 

- Q&A 

「電離健診対象事業場に対する自主点検等事業」及び「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」については以下を参照してください。

電離健診対象事業場に対する自主点検等事業（【令和3年4月1日施行】改正電離放射線障害防止規則及び関連事業について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/0000186714\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/0000186714_00003.html) ※8月上旬に自主点検票を発送（回答期限は9月7日）

放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業

<https://ms.nustec.org/> ※参加申し込み8月11日～9月4日

### 行政からの案内



「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」報告を踏まえ、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を年50ミリシーベルト、かつ5年間で100ミリシーベルトに引き下げる等の電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を本年4月1日に公布いたしました。改正電離則は令和3年4月1日から施行されます。

さて検討会報告で電離則の改正の方向性ととも提言いただきました国が行うべき支援や対策の内容を受けて、今年度の予算事業で以下の事業を行いますので、お知らせいたします。

●被ばく線量低減設備改修等補助金事業 お申込み期間 8月3日～10月31日 特設ウェブサイト（（公財）原子力安全技術センター運営）<https://tgn-hojokin.nustec.org/>  
病院及び診療所に対し、眼の水晶体が受ける被ばく線量を低減するための器具の購入経費の一部に対して補助金を交付するものです。なお、補助金の申請額の総額が予算を超えた場合は、審査を行い交付対象者や交付額が決定されますが、その際は次の電離健診対象事業場に対する自主点検への回答、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業への参加が加点項目に含まれています。

●全業種の電離健診対象事業場に対する自主点検  
事業者における放射線管理が、電離則等に定められている内容と照らして問題ないかを自ら点検し、事業場内における放射線管理の課題を自主的に改善するきっかけとしていただくとともに、令和3年度から施行される改正電離則に対応する準備を進めていただくことを目的としております。

●放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業 お申込み期間 8月11日～9月4日 特設ウェブサイト（（公財）原子力安全技術センター運営）

<https://ms.nustec.org/>

放射線業務に従事する医療従事者の被ばく低減のためのマネジメントシステムについての研修

事業です。

引き続き、当室の施策にご理解とご支援をいただけますと幸いです。

関連事業のご案内も含めた改正電離則に関する厚生労働省HPはこちら →

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anzen/0000186714\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/0000186714_00003.html)

以上